

別表七(一)付表二の記載の仕方

1 この明細書は、法人が令第112条第5項第1号《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する場合に該当する場合又は平成29年改正前の令(5において「平成29年旧令」といいます。)第112条第5項第1号《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する場合に該当する場合に記載します。

2 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の明細」の各欄は、関連法人(令第112条第7項に規定する関連法人をいいます。以下同じ。)を被合併法人とする同項に規定する合併等前二年以内適格合併が法第57条第3項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する共同で事業を行うための合併として政令で定める適格合併に該当する場合には、当該関連法人(同条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合には、当該みなされた欠損金額に係る他の関連法人を含みます。)については、記載しません。

「関連法人対象事業年度の欠損金発生額
〔関連法人対象事業年度のそれぞれの「別表七(一)「当期分の青色欠損金」」及び「関連法人対象事業年度の欠損金発生額¹⁵」の各欄の内(6)〕」の各欄の内書には、法第57条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合に、令第112条第5項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに当該みなされた金額に係る他の関連法人の「11」の金額を合計した金額を記載します。この場合において、

「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹¹」及び
「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹⁷」
((6)と(10)のうち少ない金額)又は(19)
((15)と(16)のうち少ない金額)

の各欄については、その内書きした金額をそれぞれ「6」及び「15」の金額から控除して計算します。

4 「当該関連法人における損金算入額等7」は、令第112条第7項に規定する関連法人対象事業年度に生じた同項第2号に規定する欠損金額のうち、当該関連法人において法第57条第1項の規定により令第112条第7項に規定する前10年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還

付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったもの並びに法第57条第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたもの及び同条第3項の規定により当該関連法人の同条第2項に規定する未処理欠損金額に含まないこととされたものの合計額を記載します。

5 「譲渡等特定事由による損失の額の合計額8」及び「譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額9」の各欄は、当該関連法人が令第112条第7項に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産(令第123条の8第3項第1号から第5号まで《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》に掲げる資産に該当するものを除きます。)又は平成29年旧令第112条第7項に規定する支配関係発生日において有する資産(平成29年旧令第123条の8第3項第1号から第5号まで《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》に掲げる資産に該当するものを除きます。)について生じた令第123条の8第4項に規定する譲渡等特定事由による損失の額の合計額及び当該資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を記載します。この場合において、各欄に記載した金額の明細を別紙に記載して添付します。

6 「関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算」及び「関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、法人が当該関連法人につき令第113条第8項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》(同条第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載します。

7 令第112条第7項(同条第11項において準用する場合を含みます。)に規定する関連法人対象事業年度以後の事業年度に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠損事業年度(以下「災害欠損事業年度」といいます。)がある場合の記載は、次によります。

(1) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹¹」
((6)と(10)のうち少ない金額)又は(19)

(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)は、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「6」の金額から控除して計算します。

(2) 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額¹⁷」
((15)と(16)のうち少ない金額)

(当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。)は、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「15」の金額から控除して計算します。